

鉱山借区図（部分）明治6～16年

はじめに

福原芳山は、萩藩寄組土粟屋親陸の次男に生まれ、福原越後元間の養嗣子となつて、永代家老福原家を継ぎ、宇部を領有した。四境戦争には千城隊総督として芸州口に進軍し、宇部の諸兵を率いて亀尾川口の合戦に勝利した。そのわずか四か月後の慶応二年（一八六六年）十二月には洋学修業のため長崎へ赴き、翌年二月には英國留学に切り替えて、ロンドンに向けて旅立つ

福原芳山と殖産興業

—宇部炭坑会社の設立とその役割—

戸島

昭

た。そして明治七年（一八七四）八月に帰国するまでの七年余、官費留学生として西洋文明を存分に吸収した。

英國留学中の芳山は、刑法を主として法律を学び、弁護士の資格取得を目指していたが、その途を断たれての帰国であつた。しかし、当時の日本では屈指の新知識者で、すぐに司法省に出仕し、十一年（一八七八）三月には判事に任命され、大阪裁判所を経て大審院詰となつたが、十五年（一八八二）八月には三十五歳の若さで早逝した。⁽¹⁾

芳山の帰國後の活躍は、およそ司法官、旧領主、知識人としての三側面から促えられるが、このうち、特に宇部の旧領主として、英國で身につけた新知識を地域社会の開発にいかに投入していくのか、近代産業の保護育成という観点から「宇部炭坑会社」を取り上げて、その歴史的・社会的役割を明確に位置づけてみたい。

このことが、やがて設立される「宇部共同義会」⁽³⁾を理解する前提となり、強い排他性を伴つた「宇部モンロー主義」の形成過程に迫る鍵となり得るはずである。

一 村内坑区の回収

明治新政府は、明治二年二月と四年四月の二度にわたり、鉱山を開拓して私人の鉱業經營を公認する方針を発表し、翌五年三月には「鉱山心得」を示して鉱山政策を明確にした。その上で六年七月には「日本坑法」を公布し、最終的に地下の鉱物を政府の所有物として掌握した。従つて、山口県も同五年一月には旧藩以来の石炭の採掘販売統制を中止し、石炭局の經營を民間に移している。

ここに、厚狭郡須恵村の福井忠次郎は、石炭局最後の主任者としての地位と法律上の知識を活用して、品川弥二郎・井上馨・宍戸磯らと共に合資組織の石炭会社を創立し、郡内の諸坑区に借区権を設定し、その大半を手中に収めたとい

う。⁽⁴⁾

宇部の坑区もその例外ではなく、この石炭会社がいち早く借区権を独占し、石炭採掘を希望する者と斤先契約を結んで嫁業させたのである。すなわち、宇部の採炭業者は、この会社に一定の斤先料（採掘料）を納めて嫁業しなければならない仕組みとなり、その大きな負担に苦しむところとなつた。

ちょうどこのような時期一すなわち七年八月一に芳山は帰国したが、その目に旧領内の状況がどのように映つたか、その心境を書き記したもののは残つていないが、英國で産業革命後の石炭の重要性を目の当たりにしていた芳山にとって最大の痛恨事であつたに違ひない。

さつそく芳山は、福井策三（忠次郎の子、借区名義人）らの所有する借区を買い戻すために、八方に手を尽し始めたようで、九年二月には工部省の係官が宇部村内の石炭坑区取調のために派遣されている。⁽⁵⁾その後、間もなく買収交渉が成功したらしく、四月二十七日、芳山は旧家老俵田瀬兵衛に対して坑業諸世話を委任した。⁽⁶⁾

従来、この芳山による借区権回収の成功を、「伊藤博文の斡旋」と「村民の協同一致」に拠るものと伝えているが、果して芳山の借区権買収に臨む気持はどのようなものであったのか。また、具体的にはどんな形で村民の協同一致体制が成立していたのか。更には、旧領主芳山と宇部村民を結びつけた瀬兵衛の役割と意識はいかなるものであったのだろうか。その辺の事情から探つてみたい。

まず芳山については、旧領地内における石炭坑業の助長育成が、旧家臣団に対する授産事業となることのみならず、何よりも近代工業発達の原動力となり得ることを意識していたに違ひない。このことを当時の工部卿伊藤博文や井上馨ら政府高官に説き、また旧長州藩永代家老としての権威や個人的なつながりを利用して、借区権譲渡の斡旋を依頼し

たものと考えられる。事実、芳山は英國留学中、岩倉使節団をリバプール港に迎え、その副使である木戸孝允や伊藤博文らを厚く持て成し、条約改正問題などで深い関わりを持っていた。^[8]

一方、他村人の手に独占された借区権の回収に当たって、宇部村民がどのような行動を取ったのか。これを知り得る史料は残されていないが、借区主芳山とその代理人瀬兵衛との間で交されようとした「条約書草案^[9]」の中に、次のような箇条が見いだされ、最も注目すべき箇所となっている。

第七条

一、昨年地中ヨリ宇部村坑区一円借区主へ委任ニ就而、後來発見之石炭追々借区願繼キ置キ、更ニ他人之坑区為願出間敷事

ここでいう「宇部村坑区」とは、日本坑法の規定で厳密に定義すると、地主が試掘先願権をもつ未借区地としての坑区であり、「他人之坑区」とは、試掘後に政府の許可を受けて本格的な坑業をする借区地としての坑区である。従って、この箇条の意味するところは、一昨年、地主中から試掘先願権のある坑区をすべて借区主芳山へ委任したので、後に発見される坑区も順次に芳山の借区地として願い継ぎ、決して他人名義の借区地として願い出ないことと一ということになる。

要するに、これを起草した瀬兵衛は、芳山の旧領主としての「權威」と「西洋新知識」の力を借り、村内地主の試掘先願権を福原家に委任させることで小借区地の乱立を防止し、坑区を統一的に集中管理していくことを努力していたのである。

これこそが法律に精通した芳山の創意であり、日本坑法の中に試掘先願権という形で部分的に残された地主の権益を

読み取つての仕組みであった。

なお補足すれば、九年七月をもつて正式に認可された二二坑区・四万七四五〇坪の譲受代価は一万四〇〇円であり、八か年賦にして毎年一三〇〇円宛を二期に分けて支払う計画であったものの、さらに五〇〇坪ごとに一円の税金を加算すれば、容易に支弁できる金額ではなかった。にもかかわらず、芳山と瀬兵衛が協力して、敢えて村内の石炭坑区をすべて回収した背景には、日本坑法の規定に反しない範囲で小坑区を巧みに經營し、地域社会の利益を図つていこうとする意志があつたと考えられる。

だからこそ芳山は、買収した借区地の坑業諸世話を瀬兵衛に委任するに当たり、「地方折合能様、地主惣代申談、取捌可有之候事^[6]」と、地域住民間に軋轢が生じないように諭しているのである。

二 炭坑会社の設立

明治九年四月二十七日付で、買収した借区地内における「坑業諸世話」を委任された瀬兵衛は、同年七月の借区権譲受許可に伴う仮坑区券の交付に際し、芳山の代理人として戸長役場へ出頭している。そして間もなく、「坑業委任」に対する証書を起草して芳山に提出し、「炭坑会社」を創設した模様である。

この「証書草案^[10]」の内容を要約すると——(一)当明治九年七月に願い取られた



俵田瀬兵衛が起草した炭坑会社関係文書
(明治9年9月頃)

借区のすべてを委任されたので、瀬兵衛への条約の趣旨を社中一同の者が厳守して、地トの折り合いがよいように坑業する、(二)坑区代一万四〇〇円は、当九年から無利息八か年賦にして福井策三らへ償却しなければならない約束なので、毎年の振別金（斤先料）をもつて、約束の金額を間違いなく瀬兵衛から弁出する、(三)異約・延滞し、もし不慮のことが起つた場合には、残金は私どもが相談して調達し、少しも御迷惑を掛けるようなことはしない」ということになる。また、「私共一統ノ社中」としての連名者は、瀬兵衛以下の八人であるが、その顔触れは必ずしも旧家臣に限定されておらず、少なくとも名和田与三右衛門以下の三人は士族ではなかった。その上、名和田与三右衛門は隣接する藤曲村の地主であり、小串方面に広い土地を持つ地権者と考えられる。従つて、この炭坑会社は、単に「士族授産」を目的としたものではなく、「士族」の枠を越えて、実際に坑業を主宰する者を「頭取」に据えた現実的な組織になるはずであった。「検証」という役柄も実際の操業上に不可欠なものであり、本格的な採炭を目的にした会社組織であったことを裏付けている。

更にまた、この「証書草案」と全く同一の紙質と規格をもつ文書として、前出の「条約書草案」のほかに、いま一通の「役配草案」⁽¹⁾がある。これによつて瀬兵衛の構想を点検してみると、社長を芳山とし、副社長には瀬兵衛自身が就き、検証に花田令助・俵田勘兵衛・富田潤三の三人を置いて、監査に藤本保・国吉明信の二人を据え、頭取を高良政右衛門、元締を名和田与三右衛門、大棟梁を東谷吟三・瀬戸浅告・崎田弥右衛門とする予定にしており、さきの「証書草案」に記載された役職と人物の相方においてかなりのくい違いが生じている。

しかし、この瀬兵衛の構想に対しても芳山は部分的に反対し、「過日以来之御尋^井用向左ニ記ス」として、次のような「書状草案」⁽²⁾を残している。

(別紙)

一、石炭会社規則之儀、篤^斗熟覽致シ候処、都合可然様相考江申候、併シ社長之処、小生之名前ヲ出シ候事ハ県庁其他何角掛念、其上大キニ心痛致シ候へ者、何卒篤^斗御評議ノ上、国吉藤本其他ノ人名ヲ以代理仕ラセ度ニ付、篤御評議ノ上御申越シ可下候
(以下、略)

当分之處欠員ニテモ可然様相考江申候

つまり、瀬兵衛から送られてきた「石炭会社」の規則書を見た芳山は、大筋において認めながらも、社長に名前を出すことに対する「万々不同意」と表明し、国吉か藤本などを充てるように再考を求めていたのである。しかも、適任者がいないときには「当分ノ処、欠員ニテモ可然」と言い切つていて。

ここに、芳山はあくまでも、炭坑会社の運営を瀬兵衛以下の地元民の手に委ねようとしていたことが読み取れ、回収した坑区を福原家の私的所有物として独占する意図はなかつたといえよう。

すなわち、宇部の地下に埋蔵される石炭を、宇部人の手で開発させようとする、芳山の最大の配慮であつた。

三 社則の改正

明治九年九月頃に設立された炭坑会社の運営は、その後かならずしも順調にいかなかつた模様である。そのため、芳

山は十四年二月、自ら手を下して社則の全面改正を行なつた。⁽¹⁴⁾

「証券界紙」と印刷された公式用箋に丁寧に墨書きされたこの「会社規則」こそ、法曹界で活躍する芳山の面目躍如たるものであり、近代的な株式組合の社則として、形式的にも実質的にも完備した模範的なものであった。

しかも、瀬兵衛以下九名の社員にこの社則を遵奉・確守することを借区主芳山の面前で誓わせ、芳山自身も從来からの借区地と将来に発見されるであろう坑区のすべてを炭坑会社に委任することを明記して、それぞれが連名捺印した「誓詞」を添えている。

改正前の社則が残つていないため、その改正点を明確にし得ないが、一九条から成る規程の内容は、次のとおりである。

- | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|--------------|
| (1) 会社名義 | (2) 社員会議 | (3) 会議場所 | (4) 借区開坑 | (5) 坑害防止 | (6) 借区税坑代 | (7) 監査職掌 | (8) 社員職掌 | (9) 振別金 | (10) 借区主監査謝礼 |
| (11) 社員役給 | (12) 社員株式 | (13) 株式増減 | (14) 損益配当 | (15) 旅費条例 | (16) 功労者表賞 | (17) 取換金利子 | (18) 損害補償 | (19) 社則改正 | |

このうち、特に注目される条項を取り上げて、炭坑会社の特徴を明らかにしてみたい。

- (4) (借区開坑) 每年八月、大小坑区合計二五万振（一振＝百斤）一六貫）以上の掘り上げを目的にし、坑業主任者と熟談のうえ振別金を定

めて、開坑の取り組みをする。

(5) (坑害防止) 坑業に当たつては、農業を妨げず、その地方に支障が起らぬないようにする。もしこの方針が徹底せずに物議を引き起こした場合、頭取の手に余るときは社長へ訴え、事故の程度によっては監査に協議して、その地方の議員へ頼んで処分を要請する。

(6) (借区税坑代) 石炭の振別金をもつて借区税と坑区代を弁出することを専務とする。そのほか負債の利子、会社の入費、社員の役給に備えて、なお余金があれば負債の元金を償却する。

(7) (監査職掌) 社外の名望家に依頼し、監査一人を置く。この者は借区主からの監査として社員会議へ出席し、坑業上における不當な所行が地主や住民に対して行なわれないように注意する。

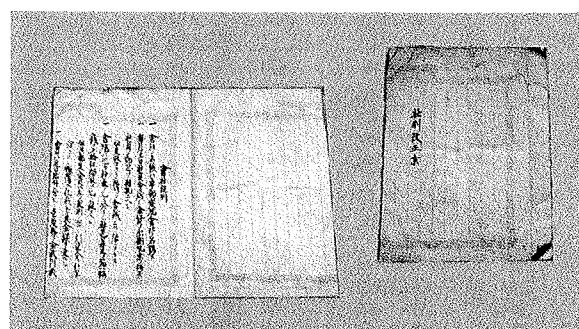
(9) (振別金) 振別金は平均石炭代価の一五%を定則とするが、坑地の難易や出津の遠近によつて減額することもありうる。将来、坑代負債の償却後は、定則をも減額する。

(12) (社員株式) 社員株式は全体を一〇株とし、その半分を芳山が所有し、残り半分を瀬兵衛以下の九人が分有する。（この分有率と所有者の顔触れは、創立時の「役配草案」と全く同一である。）

(13) (株式増減) 社員の出入りと株式の金額は社員の協議で決定する。将来の盛況によつて新規加入を希望する者には、株式の分数を増やして加入させる。

このほかにも、社長以下の社員についてその職掌と役給を明確に制限したり、社務についての出張旅費を定めるなど、きめ細かな規定となつており、近代的な会社規則として比類のないものになつてゐる。

こうして炭坑会社は再建され、以後ようやく順調な軌道に乗つて動きだした模様で、その積極的な姿勢は、翌十五年



福原芳山の手による宇部炭坑会社規則（明治 14 年 2 月）

表II 宇部村内における福原家以外の石炭借区（明治6～21）

借 区 名 称	坑 区 面 積	備 考		發 業 年 月 不 明
		M 20 （ ～ 山 口 県 史 料 ～ ）	M 21 （ ～ 承 認 許 可 ～ ）	
M 17 （ ～ 山 口 県 史 料 ～ ）	M 20 （ ～ 開 坑 許 可 ～ ）	M 21 （ ～ 承 認 許 可 ～ ）	M 21 （ ～ 承 認 許 可 ～ ）	M 21 （ ～ 承 認 許 可 ～ ）
久保田平左衛門	6367.25	○	○	○
久保田平左衛門	1873.795	○	○	○
久保田平左衛門	3032.965	○	○	○
久保田平左衛門	299.875	○	○	○
久保田平左衛門	256.94	○	○	○
久保田平左衛門	232.805	○	○	○
久保田平左衛門	230.805	○	○	○
久保田平左衛門	191.7	○	○	○
久保田平左衛門	1520.58	○	○	○
久保田平左衛門	2864.8	○	○	○
久保田平左衛門	1552.76	○	○	○
久保田平左衛門	890.48	○	○	○
久保田平左衛門	1881.12	○	○	○
久保田平左衛門	1303.4	○	○	○
久保田平左衛門	11335.73	○	○	○
久保田平左衛門	1671.3	○	○	○
久保田平左衛門	4220.612	○	○	○
久保田平左衛門	66.885	○	○	○
久保田平左衛門	190.511	○	○	○
久保田平左衛門	483.7	○	○	○
久保田平左衛門	2636.3	○	○	○

表III 山口県下における石炭借区（明治16年現在；但し、産量以下の項目は15年の数値）

郡名	村名	券数	坑区面積	產 鉱		価格	代 金 (推算)
				西岐波	宇部		
吉敷	1	4	1,156坪				
吉敷	4	22	47,450	2,391,200	0.008	19,130	
宇部	1	4	11,350				
有帆	8	51	65,005	1,335,520	0.003	⊕ 4,007	
有帆	1	8	10,500				
舟本			18,600				
舟本	1	9	7,000				
舟本	1	9	2,800				
舟本			10,750				
須恵	12	51	110,180			165,808	0.004 (ママ) 702
須恵	1	6	68,827			4,083,280	0.003 12,250
須恵			2,300				
須恵	18	29	21,336			592,443	0.005 (ママ) 3,077
須恵	6	10	4,270			69,600	⑦ 209
舟木	7	26	15,990			89,420	0.003 268
舟木	5	25	14,420			164,800	0.003 494
高泊	5	5	5,955			36,800	0.006 221
高泊	2	2	350			13,600	0.004 54
際波	7	13	3,200				
藤曲	5	6	2,270				
妻崎開作	7	18	6,400			17,776	0.004 71
妻崎	1	1	500			57,600	0.003 173
千崎	9	10	3,620				

自明治6年～至16年 銚山借区圖 (山口県文書館蔵・県行政史料206) 中の借区略表より抄出。
工部省管手 岩田純一が明治18年4月に作成したものであり、⊕は地方価格から推算、⑦は暫定仮値。

しかし、年々採炭が進み、未着手の坑区が減少するにつれて、新坑区設定の必要性は高まり、十五年十二月の一券面四坑区の借区権設定を皮切りに、十七年から二十年にかけて、四券面・二八坑区が新設されていることが分かる。ところで、十五年の借区申請の実務も、瀬兵衛が借区代理人として行なっているが、同年八月の芳山の死去によって、最終的にはその相続人である福原俊丸の名義となっている。また、従来からの借区も、すべて俊丸の名義に切り替えられており、さらに、翌十六年以降に新設される借区についても同様に、幼少な俊丸の名義となっている。

このことから推察すると、瀬兵衛はあくまで炭坑会社設立当初からの方策に従って、借区地を福原家の名義の下に統一していくとしていたことが明らかになってくる。

五 坑業条約の締結

明治十九年二月、俵田瀬兵衛は、借区主俊丸の代理人として、新谷藤三以下三名の者を惣代とす二四人の株式組合と坑業条約を結び、沖宇部村字五十日山の坑区を十二月までの予定で開坑させている。^[24]

この条約書は、翌二十年に設立された共同義会第二部に受け継がれ、その「定約書類」の中に綴り込まれていることからして、おそらく瀬兵衛の主宰する炭坑会社統制下における最後のものである。以下この「石炭坑業条約書」によつて、株式組合設立の目的と坑業条約そのものの特徴を検討してみたい。

まず、株式組合の設立目的は、その第一条で「福原俊丸石炭鉱借区地開坑ニ付、第二条ノ組合株式ヲ設置シ、協同一和可尽力事」と規定しているように、新谷藤三らに俊丸名義の借区地を開坑させることにあつたと考えられる。つまり、借区主代理としての瀬兵衛が主導権を握つて創立した組合で、坑区代の皆済を急ぐための設置ではなかつたろうか。瀬兵衛がこの株式組合の設立に深くかかわっていたことは、第二条で規定する株式の分担において、幼少な俊丸が一株半を所有していることからも、十分にうかがえることである。すなわち、俊丸の持株は三二株のうちのわずか五%弱

であるが、惣代をつとめた新谷藤三の五株と笠井清松の三・七株に次ぐものであり、その出資額も一一五円となつて、瀬兵衛はその意向を反映させ得る立場にあつた。

次に、第三条以下の坑業契約の特徴としては、やはり振別金の徵収に関連して、借区主の代理人が坑業輸出中に定勤し、諸帳簿を検査する仕組みになつてゐることなど、借区主への従属性が強いことが目立つてゐる。

要するに、十九年頃までの坑業は、坑区代の年賦償還を最優先させる瀬兵衛の支配下にあって、福原家を前面に押し立てて運営されていたと考えられるのである。

六 借区地統一体制の破綻

明治十五年八月、芳山は東京において三十五歳の若さで病死した。かねて、英國留学中から健康に恵まれず、病弱な身体ではあつたが、帰國後は法律の専門家として、一国の司法制度の確立に大きな足跡を残すとともに、他方では宇部の旧領主として、その殖産興業に意を用い、獨特な炭坑会社を再建し終えての死であつた。

この時、福原家の家督相続人としての俊丸はわずか七歳であり、幼少な借区主の代理人となつた瀬兵衛の役割は、一段と重大なものとなつた。

前述したように、その後も瀬兵衛は新借区地の設定に努め、十七年には一券面六坑区を、翌十八年には一券面一七坑区を、それぞれ俊丸名義の借区地として獲得しており、福原家の名目のもとに、従来どおり坑区を集中的に管理していくとしていたのである。

ところが、炭坑業がますます注目され始めるとともに、この瀬兵衛の意図に反して、宇部村内の地主の間にも、独自

に借区を申請しようとする者が出現し始めた。その嚆矢が沖字部の平民、久保田平左衛門である。すなわち、平左衛門の出願書は、坑区圖面記入上の不備から、十六年十月の時点でいつたん差し戻されているものの、翌十七年二月には、⁽²⁴⁾ 沖字部村字室木以下の八坑区・一万二三八六坪余が許可されている。

ここに、芳山の借区権回収に当たつて成立した試掘先願権の委託協定は破綻し、炭坑会社存立の基盤そのものが揺らぎ始めることになつた。

事実、このころ厚狭郡の他地域においても盛んな借区出願の動きがあり、十五年八月に小借区の乱立防止を目的とする日本坑法の一部改正が行なわれても、笠井順八らは借区人連合会を組織して、一万坪以上の坑区を作つて出願しようとする程であった。

このような時期に芳山を失つたことは、その新知識と権威のもとで、村内地主の試掘の先願権を掌握し、小借区の乱立を防いできた瀬兵衛にとって、単に精神的な打撃にとどまらず、再建築が軌道に乗り始めたばかりの炭坑会社の後盾を失うに等しい事件であったに違ひない。

その後、久保田平左衛門の借区地は、十七年五月に工部省から借区税の納入と明細簿の提出を督促されているものの、二～三年の内に採炭を終えて廃業したらしく、平左衛門はさらに新しい借区地を獲得していたのである。⁽²⁵⁾ また、二十年までには、やはり沖字部において、桂藤右衛門と新宅利兵衛の二人が、地主総代藤田禎輔の連名を得て、六坑区・一万八坪余の借区地を得ていた事実もある。⁽²⁶⁾ この三人も、久保田平左衛門と同じく、やはり平民身分であつた。

かくて破綻した福原家と瀬兵衛の権威に代わるものとして、封建的な身分制度の枠を越えた新しい権威を創設し、その下に石炭坑区を管理運営する仕組みを再構築しなければならなくなつていたのである。

おわりに

いわゆる松方デフレ財政による不況と社会不安が激化するなかで、明治十九年五月、宇部村内の社会・公共事業の助長を目的とした共同義会第一部が、村民の義捐金の拠出をもって設立された。これと並行して、石炭借区の乱立問題を解決し、採掘業者を管理統制する機関として共同義会第二部が準備されている。そして、第二部の収益金が第一部に回され、社会公共事業の資金源となつていくのである。

すなわち、若き藤本晋一や厚見剛之輔らは、同年十一月、村内地主に借区乱立による坑害の危機を訴えて、「各自鉱区ヲニシテ、協力同心、永ク此ノ福利ヲ継続スルコト」に賛同を求め、翌二十年六月には宇部五か村のほぼすべての者の連名捺印をとりつけた「坑区委託契約書」をまとめ上げた。⁽²⁸⁾

その上で、まず俊丸名義の借区権を無償譲渡させ、引き続いて新宅寿輔らにも譲渡を求めて、ついに二十一年三月には久保田平左衛門の借区権譲渡をも実現させていく。ここに、共同義会第二部による坑区統一管理体制が完成するのである。⁽²⁹⁾

この共同義会第二部の設立経緯こそは、かつて芳山が瀬兵衛と共に炭坑会社を創立した手順そのものであり、以後の借区地經營も、ほぼその方式を踏襲したものとなつている。

なお、この共同義会第二部の設立にあたり、瀬兵衛は坑業界の第一線を退いた模様で、四十年に七十九歳で没するまで共同義会を初めとする各種公共機関の役職にその名前を現わしていない。ただ、福原家の借区権無償譲渡に対する謝礼金の支配に因連して、その領収書の受け取りに尽力している事実を見るのみである。⁽³⁰⁾

すなわち、炭坑会社から共同義会への転換は、坑業界の指導者交代を伴つてのことであった。

(1) 「諸臣事蹟概略」(四)。毛利家文庫73-5、山口県文書館

架蔵。

(2) 西尾林太郎「福原芳山伝考—旧領主の海外留学とその後半生」(宇部地方史研究第10号所収) 参照。

(3) 萩野喜弘「宇部共同義会による炭坑業の統制」
(同右)、山田龜之介「宇部共同義会史」(昭和31年刊) 参照。

(4) 「宇部産業史」(昭和28年刊)六一頁。

(5) 「工部省達録」(明治7~10年)。明治政府布達類347、山口県文書館蔵。拙稿「宇部旧領主福原芳山と殖産興業—宇部炭坑会社関係史料の紹介」(宇部地方史研究第10・12・13号所収)〔史料10〕記載。(以下同様に表示)

(6) 「俵田家文書」6。宇部郷土資料館蔵。「史料4」
(7) 前掲「産業史」六三頁。

(8) 「木戸孝允日記」明治五年七月十七日付。約四か月間の英國滞在であり、ひんぱんな交流があつた。なお、条約改正問題への関わりは、前掲西尾論文参照。

(19) 「西村家文書」47。宇部郷土資料館架蔵。[史料21] 福

原俊丸から共同義会への譲受願書。

(20) 「西村家文書」45。共同義会第二部条約書類中にある桂

・新宅兩人との採炭事業委託契約書。

(21) 「西村家文書」55。久保田平左衛門から共同義会への譲

受願書。四月二日農商務大臣許可。

(22) 「工部省指令録」(明6~11・13~18)。明治政府布達類

349、M 16・11・28付。

(23) 「鉱山借区図」(明治6~16年)。工部三等技手島田純一

識、M 18・4。国県行政史料206。山口県文書館蔵。

(24) 前掲「西村家文書」45。「石炭坑業条約書」と表題され

ているものの、この組合株式による組織には固有な名称
が与えられていない。

(25) 「工部省達録」(明治16年)。M 16・10・24付。

(26) 「笠井順八履歴」。県史編纂所収集文書740、山口県文書

館蔵。なお「贈位者ニ関スル取調ノ件」(大正九年、県
庁戦前A総務416)では、これを十六年のこととする。

(27) 「工部省達録」(明治17年)。M 17・5・19付。

(28) 『素行波辺祐策翁』(昭和11年刊)六三~七二頁。

附記 本稿を草するにあたり、宇部市立図書館付設郷土資料

館の津脇清子氏に、数々のご教示を受けた。ここに

記して、深く感謝する次第である。

(29) 前掲「産業史」七四頁。なお、新宅寿輔らの借区名義人は、出願時の実測坑区図によれば、桂藤右衛門と新宅利

兵衛の二人になっている。

(30) 「西村家文書」46。瀬兵衛書状(紀藤宗介宛)に「御請
書、上様遷延仕、漸調印取附候」とある。明治二十五年
八月五日付。